

5. モニタリング

各委員の意見	関係資料
<p>【おがわいん 小川委員】</p> <p>1、2について</p> <p>きほんてき せいり</p> <p>(1) 基本的な整理</p> <p>じょうやくだいい じょう きほんてき せいり い か ぎろん ぜんてい すいしんかいぎ じげんてき そしき</p> <p>条 約 第 33 条 にもとづいて、基本的に整理をすると以下のようになるのではないか。ここでの議論の前提は、推進会議が時限的な組織ではない、ということである。</p> <p>そくしん きかん しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ い か すいしんかいぎ</p> <p>① 「促進」のための機関：障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）</p> <p>ほ ご きかん じんけんきゅうさいきかん</p> <p>② 「保護」のための機関：人権救済機関</p> <p>かんし きかん しょうがいしゃけんりいんかい いいんかい</p> <p>③ 「監視」のための機関：障害者権利委員会（あるいはモニタリング委員会）</p> <p>せいふない たんとうぶきょく きかん すいしんかいぎ</p> <p>④ 政府内の担当部局（focal point）とコーディネーター機関：推進会議</p> <p>そくしん きかん</p> <p>(2) 促進のための機関</p> <p>すいしんかいぎ たんとうきかん すいしんかいぎ そくしん いがい せいさくりつあんどう たんとう きかん</p> <p>推進会議を担当機関とするが、推進会議は「促進」以外にも政策立案等も担当する機関となる</p> <p>ほ ご きかん じんけんきゅうさいきかん</p> <p>(3) 保護のための機関＝人権救済機関</p> <p>だい じょう こう ほ ご けんりじょうやく きてい けんりほしょう さべつきんし かん じつていほう しょうがいしゃさべつきんしほう</p> <p>第 3 3 条 2 項の「保護」については、権利条約の規定する権利保障ならびに差別禁止に関する実定法たる「障害者差別禁止法」</p> <p>とう もと きゅうさいきかん たんぽ じんけんきゅうさいきかん ぎろん せいふないがい けいぞくてき おこな ちょうせい ひつよう</p> <p>等に基づく救済機関によって担保させるべきである。人権救済機関の議論が政府内外で継続的に行われてきており、調整が必要</p> <p>かんが</p> <p>になるものと考える。</p> <p>かんし きかん</p> <p>(4) モニタリング（監視）機関</p> <p>きかん しょうがいしゃけんりいんかい いいんかい せつち ひつよう</p> <p>モニタリング機関として「障害者権利委員会」（あるいはモニタリング委員会）設置が必要</p> <p>けんりじょうやくだいい じょう こう ていやくこく ほうりつじょうおよ ぎょうせいじょう せいど したが じょうやく じつし そくしん ほ ご およ</p> <p>権利条約第33条2項では、「締約国は、その法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し及び</p> <p>かんし わくぐ てきせつ ばあい また いじょう どりつ しく ふく じこくない い じ きょうか してい また せつち ていやく</p> <p>監視するための枠組み（適切な場合には、1又は2以上の独立した仕組みを含む）を自国内で維持し、強化し、指定し又は設置する。締約</p> <p>こく とうがいしく してい また せつち ばあい じんけん ほごおよ そくしん こくないきかん ちいおよ きのう かん げんそく こうりよ い</p> <p>国は、当該仕組みを指定し又は設置する場合には、人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び機能に関する原則を考慮に入れ</p> <p>きてい</p> <p>る」と規定している。</p> <p>どりつ しくみ もとづ かんし やくわり きほんほう もと かんけいしょうちょう しさく りつあん じつしじょうきょう かん</p> <p>この『独立した仕組み』に基づく監視（モニタリング）の役割を、基本法の下で、関係省庁の施策の立案または実施状況に関する</p> <p>かんし ちょうさ しんぎ かんこくとう いけん かんこく ていあんどう おこな そうごうちょうせいきのう けんげん どりつ いいんかい しょうがいしゃけんりいんかい</p> <p>る監視（調査、審議）と勧告等（意見、勧告、提案等）を行う総合調整機能の権限をもつ独立した委員会（「障害者権利委員会」</p> <p>かしょう ないかくふ せつち ひつよう きかん そくしん きかん せいり ぎろん ひつよう</p> <p>（仮称）を内閣府に設置することが必要である。ただし、モニタリング機関と促進のための機関については、整理のための議論が必要である。</p>	

3.

(1) あり方

原則として、条約に基づいて実施する施策の実施状況について調査審議するとともに、必要があると認められるときは関係機関に勧告する等の機関となること。人権の保護及び促進のための国内機関の地位及び役割に関する原則を踏まえたものとする。

(2) 所掌事務について

- ① 監視機関は、「1. 基本方針」に掲げる施策の立案及び実施状況を監視し、必要があると認められるときには、関係機関の長（行政機関であれば大臣）に対して勧告等（評価、意見、勧告、提案）を行うこと。
② 関係法令の企画、立案、制定及び運用に関して、必要があると認められる場合には、監視機関として、意見を述べることができる。
③ 監視機関が実効性のある「勧告」を行うためには、法的根拠に基づき一定の独立性を確保する必要がある。監視機関たる委員会、最低限「食品安全基本法」に基づいて設置されている「食品安全委員会」がもつ機能が確保されるべきである。
④ 監視機関での統計及びデータの収集は、監視機関の活動を実質的に支えるものであり、条約31条（統計及びデータ）に基き、調査権限を監視機関に付与すべきである。

4. 独立性とは、対外的に独立性のあることはもとより、その組織として独立的運用を維持できるだけの組織体制が求められるため、最低限、上3の権限の保障が前提となる。

また条約の規定は、行政機関だけではなく司法や立法機関にも関わるものである。例えば、4条1項等ではその点についての包括的な規定をしており、日本が提案した第13条【司法手続きの利用の機会（Access to justice）】条項では、司法関係者への訓練等の規定がある。これらを担保するための機能が必要である。

おのうえいん【尾上委員】

6. モニタリング

- ① 条約第33条において言及されている国内人権機関の地位を定めた「パリ原則」（1993年、国連総会決議）では、自らの権限を行使する基本的な方法に「勧告」が位置づけられており、「異例的な扱い」とはまったく意味が違います。関係行政機関に対する「勧告」を行うためには、独立性の確保は欠かせない前提であり、独立性を担保したモニタリング機関を設置することが求められます。

② 当事者参画のありかたについては、条約第33条の「市民社会、特に、障害のある人及び障害の

ひと だいひょう だんたい かんし かてい かんぜん かんよ さんか だい こう かくほ
ある人を代表する団体は、監視〔モニタリング〕の過程に完全に関与し、かつ、参加する。』（第3項）ことを確保
しょうがいしゃしやく じっしじょうきょう たい かんし かてい じょうやく こくないじっし む
するために、障害者施策の実施状況に対する監視〔モニタリング〕の過程には、条約の国内実施に向けて
かんけいしょうちょう いけんこうかん とうしょ けいぞくてき つ かせ しょうがいしゃだんたい さんか せつきょくてき
関係省庁との意見交換を当初から継続的に積み重ねている障害者団体が参加し、積極的な
やくわり は ひつよう
役割を果たすことができるようにすることが必要です。

きたのいん 【北野委員】

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか②

・第9条では第1条の目的に則した国及び自治体の障害者長期計画を義務付け、自治体の地域自立支援協議会に、そのモニタリング等を義務付ける

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか③

・障害者権利条約の33条の国内におけるモニタリング機関は、国連に報告し、国に勧告する機関としては、障害者基本法に明確に位置づけると共に都道府県レベルでの、各種差別に関する行政型救済機関及び自治体レベルでの権利擁護支援機関は差別禁止法と虐待防止法で位置づける

きとういん 【佐藤委員】

（2）総合的障害者実態調査（新設）

きしょうがいしゅべつ たてわ そうごうてき しょうがいしゃしやく ほうこう しょうがいしゃじりつしえんほう
機能障害種別の縦割りではない総合的な障害者施策、があるべき方向であり、障害者自立支援法もそれを
めざしたはずであった。しかし対象の「谷間」を残した上に、障害者実態調査の統合はなされなかった。また、科学的
じったい もと せいさくりつあん おお こんらん とうじしゃ くつう まね じゅうらい しやくひょうか せいさくたいしょうしゃ
な実態に基づかない政策立案が大きな混乱と当事者の苦痛を招いた。従来は施策評価は、政策対象者の
せいかつ しゃかいさんか へんか じぎょう じっしけんすう かしようすう こんご しょうがいしゃ
生活・社会参加の変化によってではなく、事業の実施件数・カ所数によってなされてきた。したがって、今後は障害者
せいかつじったい けいかく せいさくりつあん ひょうか きそ そうごうてき しょうがいしゃじったいちょうさ じっし
の生活実態を計画・政策立案とその評価の基礎とすべく、総合的な障害者実態調査を実施すべきである。
しょうがいしゃきほんけいかく かんが ねんど あたら ちょうさ じゅんぴ ねんど あたら
障害者基本計画が2003-2012であることを考えると、2010年度は新しい調査の準備、2011年度に新しい
そうごうてきちょうさ ねんど けっか ふ つぎ ねん けいかく すけじゅーる なか
総合的調査、2012年度にその結果を踏まえて次の10年の計画づくり、というスケジュールとすべきである。その中で、
じゅうてんしやくじっし かねんけいかく こうりよ ねんかんかく ていきてきちょうさ
重点施策実施5年計画を考慮して、5年間隔の定期的調査とすべきである。

しょうがいしゃじったいちょうさ しんたいしょうがいしゃふくしほう こうろうしょうたんとう ふくし ほうりつ ばらばら きてい
障害者実態調査は、身体障害者福祉法など厚労省担当の福祉の法律でバラバラに規定されてきたの
こんご しょうがいしゃきほんほう きてい ふくし こうろうしょうじこう こうつう
で、今後は障害者基本法で規定すべきである。そうすることによって、（1）福祉、さらに厚労省事項のみならず、交通、
じょうほう きょういく ほうむ そうごうてき じったい はあく ようい ちょうさ たいしょうしゃ こうろうしょう しやくたいしょうしゃ
情報、教育、法務など総合的な実態の把握が容易になる、（2）調査の対象者が厚労省の施策対象者
そうごうてき きほんほう ほうかつてきていぎ たいしょうせんたく いこう ぜんこう かんれん
のみならず、もれなく総合的になる（基本法による包括的定義での対象選択に移行する）、（3）（前項とも関連して）、

ふくし こよう きょういく こべつ しえん ひつよう ひと しょうがいしゃ ちょうさ こべつ しえん ひつよう まち
福祉・雇用・教育など個別の支援の必要な人を障害者とする調査ではなく、個別の支援は必要はないが町にも
とお おお べんち えき えすかれーたー ふ しんごう あお じかんの げんごしょうがい しんよう
と多くのベンチがほしい、駅にエスカレーターを増やしてほしい、信号の青の時間を伸ばしてほしい、言語障害があるが信用で
ひと おも ようぼう も ひと ちょうさいしょう ふく そうごうてき せいさく つか
きな人と思わないでほしい、などの要望を持っている人も調査対象に含め、より総合的な政策に使える、などの
りてん
利点がある。

しょうがいしゃけんりじょうやく しょうがい もの びょうどう しゃかいさんか もくひょう ひしょうがいしゃ
また、障害者権利条約は「障害のない者との平等な社会参加」を目標としているので、非障害者との
ひかく こくせいちょうさ こくみんせいかつきそちょうさ かつよう くふう
比較ができるよう、国勢調査や国民生活基礎調査の活用などを工夫すべきである。

ぜんじゅつ たいむてーぶる じゅんびきかん すく かんが とうめん しょうがいしゃじつたいちょうさ たんとう のうほう
なお、前述のタイムテーブルで準備期間が少ないことを考えると、当面の障害者実態調査の担当をノウハウの
こうろうしょう かんが じゅうらい じつたいちょうさ ふくし ほうりつ たいしょうしゃ
ある厚労省とすることも考えられる。ただし従来の実態調査は福祉の法律での対象者がどのくらいおり、その
ようぼう おも ふくしきーびす ようぼう しら ほうてき かだい しょうがいしゃけんりじょうやく
要望（主に福祉サービスへの要望）はどうかを調べることが法的な課題とされてきたので、障害者権利条約での
かんきょう そうごさよう きほん しょうがいしゃがいねん あら てんかい じゅうぶん たいおう じゅうらい けいけん
環境との相互作用を基本とした障害者概念での新たな展開に十分に対応できるかどうか、従来経験が
まいなす けんとう
むしろマイナスにならないか、なども検討すべきであろう。

【新谷委員】

きてい きほんほう こゆうりょういき かんが きゅうさいきかん けんり てつづき きてい ひじょう じゅうよう しょうがいしゃ
3)モニタリング規定は、基本法の固有領域と考えます。救済機関については、権利性や手続き規定が非常に重要ですので、障害者
さべつきんしほう ゆずる かんが
差別禁止法に譲るべきではないかと考えます。

【関口委員】

- じょうやくだい じょう そくしん じっし ほご きゅうさい かんし きかん すわ かんが
1、条約第33条「促進（実施）」と「保護（救済）」と「監視」の3機関の棲み分けについてどう考えるか
せきぐちいけん ほご きゅうさい かんし きかん いちげんか
関口意見：「保護（救済）」と「監視」はべつの機関に一元化すべき。
- かんてん げんちゅうしょうきょう みなお そくしん じっし かんし きかん ばつぽんかいせい
2、スクラップ・アンド・ビルドの観点から現中障協を見直し、「促進（実施）」および「監視」機関に抜本改正
そくしん じっし きかん とど かんし きかん べっこ
するのか。それとも、「促進（実施）」のための機関に留め、「監視」機関は別個にすべきか
せきぐちいけん かんしきかん べっこ
関口意見：監視機関は別個にすべき
- かんし きかん ばつぽんかいせい ばあい けんげん かんが
3、「監視」機関に抜本改正とした場合の権限についてどう考えるか
どくりつせい たんぽ
4、独立性をどう担保するか
せきぐちいけん げんこう こうせいとりひきいいんかい かんが
関口意見：3. 4. については、現行の公正取引委員会のようなものが考えられる。

【竹下委員】

- 行政が基本法に違反した場合の救済規定を設けるべきである。行政の施策が基本法に違反している場合に、個々の障害者は以下の措置を講ずることができるようにする。
- (1) 新たな施策の実施を求める申立
 - (2) 実施された施策の取消、是正、追加実施を求める申立
 - (3) 施策の実施に関する協議の申立

【久松委員】

6. モニタリングについて
人権の保護及び促進のため調査権やあらゆる関係機関の長に勧告等の権限が付与される必要がある。また、組織として独立した機関であり、障害を持つ当事者が運営・調査・勧告等に参画すべきである。

【松井委員】

6. モニタリング
障害者施策の実施状況を実質的にモニタリングできるよう、中央障害者施策推進協議会の機能を強化する。それには関係行政機関に対する資料の提供等の協力要請だけでは不十分であり、協議会として自ら調査し、必要に応じて改善勧告などを出しうるだけの人的・財政的資源および権限を協議会に付与すべきである。
- なお、障害者の権利保護（救済）については、別途制定される「人権擁護法」に基づく「人権委員会」、または「障害者差別禁止法」に基づく「障害者権利委員会」などで対応することとする。これらの機関は、パリ原則ののっとり、内閣府所管の独立機関と位置づけること。